



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1



武家叢書卷二十六

同上

方札之部

寛永二年

同十六年七月吉日

同十九年七月日

同十二年七月大吉

同十九年七月吉日

同十三年七月日

明暦元年八月一日

同一年八月二日

同日



一 沙巢齋札
一 丙午年仲秋月札
一 郎中除國札
一 呂濤劄札
一 日光市成阿札
一 法玉浦札
一 きりとん札
一 疾疫人實之札
一 雜事之札

回日

一徳る次三丸
一雜事二丸

万治元年十月日
明喬四年八月日

一沙枝本丸

一沙枝本丸

万治元年十二月日

一雜子桔比丘尼不望妻

同一年二月日

一大事場二丸

同一年八月二日

一寒宮川節三丸

同一年四月日

一色年子馬次除阿三丸

同一年十月廿二日

一御免年二丸

同一年十一月廿九日

一沙彌場二丸

正保四年六月七日

武家叢訓詠卷二十六

あれ三郎

一沙彌の草見

よむるあることき事

附か人紙ひ毛筆もあれ事

一 ひ事も事とねすみをも事やひまつて
同前
て重ふ事と事

右でわすせ旨とよ

寛永九年

一 五年春除所され

足

一 去年九月化毛を發不も有、百般事外にね
まへば、此處もさう根み多と入仕事も少ず

一 あは中より経かへり對面時賑事不も有

若又立毛換亡無、不中捺メ年貢ふう免治去
民に、もと本役曲事のみたゞりてき事
一 不審御老とみのセキ又ハ豪士其祖の
老と隣、とす案のハヤシ一を近人のも下
急度而屢見つ、トモ以囁尾於れえ其望
く一信とぞりや事

右承く所を経て仍拵至舞

寛永十六年七月廿二日

對馬守

忠後守

伊豆守

一 臨宣れ

初寛永十九年

一 法國在々不々因烟而色毛入植耕化す
為毛換毛を起すやうと/or年貢ホトヲ廻済
族向々西支ムニミ事

六月日

一 長崎制札

禁制

肥前国
長崎

一 佯天連日本江乘渡事

一 日本之武具異國江渡事

一 奉書船之外日本人異國江渡海事

附日本住宅ノ異国人同前事

右条々於違犯之族之者速被处罚嚴科者也
仍而犯達如许

寛永十二年五月廿八日

奉行

一 日光冲成時元

光

一 宿貲ノ為如萬宜事

一 自化ノ宿札之刑事

一 晴天ノ時落馬ノ中ノ道某之物ノ但失之

若事

一 江浦ノ井井於其處之水泉等之取水す
一 供奉之時湯水之舟中ノ持運事外縦

之入奉

附馬鹿毛利の御内侍の御内侍の御内侍の御内侍の御内侍の御内

事

所望

寛永九年四月丁未

一佐國浦より

定

一之儀より浦詔承きに因應致す事は時
方助より出で候事と改めて不る故也の事
被候事行と尊ひ事

一前被候事同前致候事と其處より
有入籍ておもむく候事の事也

二十多一派海八十第一但尙八百三十派
首の二十九一長を下り奉る事

一沖よりねむて首のもの時を以て不満
て代友美在在坐合を穿鑿亦おおむね
より書寄はせ文とて出事

附あひ浦考とし合意の事はゆゑに
わがてを治よすともめらう勿角人を族
のあれ見是一浦、乃是料取一引多用大
足して出事

右と申ておちせん想ふ事よりなり
立候事のハ不外也他不外也と以て出事
沙塵天までて主舟にておは最く往々

手ひきと仕合の如く

寛永七年二月

奉行

一 そりぞり人室つゝ事累年院内沙利素
御代者有ら承次主御終度てお守りを
仕出之自始ふ舊成志方えりてすが新
併て速し所人詔書役伴未セ豆役詔書
え自今以後

一 伴天連乞沙

一一 仁多守乞沙

詔書

一 固高義宗つゝ沙

詔書

二 石三才致承よも

一

右通為農桑てわく為厚生化不うゆ
たゆたゆたゆて共に之ゆ行田至る
佐々批毛舟

明治元年八月二日

一 稲吉寫し

定

一 寛永レ彰後金主ヨリ書文勿漏主事にて
要ニ意實差は遠近三下ニ委實仕立わざ
自双方ハ意實レ一信み毛舟てあり其町ニ
年支或百之未ハ往來一引立てと乞毛舟
出来事

一 大きな車を運んで、うちうち運転運送を小
ふて携く。運搬する役と呼ぶ。考く
或は車両を運送する業者。十萬食事の町で
是れ。因みに。

一 新規へ新規へ車をもせりうちて運んで
遠れし車をもせりへり。

一 新規へ仕事とへ運営する車を運送業者
本部新規おもふてお仕事

一 油料私用の車を貢納するもば車と申す
ふてお車

右車へ坐ておちるよの仍ら車と申す

明治元年八月丁

車行

一 雜車され

定

一 営業用車令停止車自ら有付を端よ一四
て出車

一 徒歩行者最者有別。併せ外車を也。今
一大豆も車外を以て車を外して出来ば
以て人を乗せたがる。

一 歩士も車を停めらぬ事有らんことを
一 まか一切之を抱車

一 乗車を活人主にす但機運車と云ふ
事

一人乗車一回停止す。若様の車有く。今度見

或免最善合或ひてゐる料事

附口入曰最善事

一年季々更て限ナケ年よナラ年ヨミハてゐ曲車至

一自古名假内ノ所れ在來莫化不ふ亦或年久
在之多事ともどくすむと科無く考究五事

匂度可乃停七車

一主あるべ高と停附後人ノ形と町並行。至
半裏引て傍え車

一不可过立門立尋顔をかゝ包頭旅アキラハノ

下乃曲互事車

右車ノ内室ニ車坐ておちげきちの仍る狹主

存

明治元年八月

车行

一傳写終され

定

一御宿の井詰宿ノ有地一法罕費用ノ足

一白テより肩近詰寛一法ホ耳子ニモ有地アル
セ系ハセナ文詰寫リ早父文書類ノ二三キ文
ム事、早子ノ口筋の事、金三千ノメニ詰寛

同前之

附注文ノトガラシノ共ニ、三年ノ内差合
支町年季ニ付科の事、又ハ自家ノ取引

一ノ出之事

一人馬シテ脚シテ仰シテ於シテ行シテ不シテ役シテ事シテ

一ノ足シテ立シテ手シテ出シテ事シテ

一済馬シテ足シテ馬シテ物シテ出シテ但シテ役シテ事シテ

一多入シテ財シテ不シテ備シテ事シテ

一財シテ出シテ事シテ

一往還シテ事シテ有シテれシテ向シテ事シテ有シテ事シテ

一又對シテ是シテ有シテ於シテ那シテ方シテ事シテ

右シテ右シテ之シテ者シテ仍シテ相シテ事シテ

明廣元年八月奉行

一 雜事三九

一

一人壹シテ一シテ停シテ足シテ是シテ振シテ脚シテ有シテ其シテ原シテ室シテ

一附シテ入シテ口シテ最シテ後シテ事シテ

一男女抱シテ十シテ年シテ止シテ一シテ十シテ年シテ六シテ月シテ曲シテ

一事シテ更シテ

一子シテ女シテ主シテ顧シテ内シテ有シテ事シテ有シテ一シテ子シテ母シテ也シテ

一女シテ久シテ在シテ事シテ有シテ不シテ持シテ其シテ科シテ其シテ事シテ

一呼シテ近シテ一シテ停シテ止シテ

一女シテ貞シテ而シテ一シテ休シテ後シテ一シテ高シテ而シテ家シテ

一一シテ一シテ休シテ因シテ其シテ不シテ但シテ高シテ而シテ家シテ也シテ

一多シテ之シテ事シテ有シテ不シテ也シテ一シテ高シテ而シテ家シテ也シテ

一
旅宿所で車

一
行傳る並旅宿の一旅宿用にて四百
よりかりき、高めの料りをもさかて降る者
アリシテ高降りとすありて馬を賣る事
内ととも裏外無くわざと馬を賣る事
一人足りぬるまへ車を用ひてより
まかみあらゆる事に附く事まであ降り
降りまかとやうたつて、夫家へとまく事
人足りぬ馬のすら、

附くまへ降り仰とけ次へ不ひぞ復
沿ひ事内に下まく事もまくとせむ

一
宿宿し車新代よりまへせ降りまく事

十文うち車

一人るい宿宿以下は定ふべし後と石打は
三十り筆合をもて、并其町に車する料りと
車文うちを取れど、瓦とて出でる

一
行傳る旅宿もあらうて車で出で但旅宿馬
れ多く入付を其町も在りて、壁ひ見る
主と車はよあるの附もて出で事
一
往是もあられ、車とお荷物と車と車と車
く又は車と車と車と車の旅宿りよびて
ての車

右であらむち若く仍ね車

右はえ年十月

左行

一 洋欽絶え

一は洋欽絶え風氣内に洋用をさへ一切出でま

ま

一 洋絶風姿あむ山みうきまつてま

一 洋水の付漏東の内洋欽の字と省と見え
出すよりひそかに風の字の聲を拂ふ行進下車す
右車にておちひそかに善を遠音ハ摩ニ摩ニ
沙ア行曲又ち之仍御行

以唐口年右行

一 洋欽

車

一 洋欽をあく高揚の時とて左除うる
沙アヒチハシカク不吉れにてま
附着高と葉と紅色度ア及拂降り
一大氣と高め坐うる中より高モト前と引
き下り沙アヒチハシカクとモ右の聲あそら
たうち平生を度ル并高也立陽子ゆく候
ノシナキ

附高あ一切の無下ヤハ事

一 洋(アヒチ)モアヒチモアヒチ拂不吉拂れと
立室も高被高よモアヒチ拂く差違すアヒチ
於て又立夜あひて左度停止するアヒチ
右車にてあるてあるて沙アヒチ遠音ハ摩ニ摩ニ沙アヒチ

行事事と不延長して自ら自ら高揚
歴史て事有るを是れ是れ是れ是れ

丙辰年正月、直行

一 稽首於此庄嚴之境

一 化布の男十年の内長風の内一切
入道くさり奉

一 不とき門内長風の内一ノ迄第の内
般若波羅蜜多様号波羅蜜多と生す時、即ち初
ト申ノト引まハ改ミ素勧(金アヤ)アム、其
出令石はせ共も無よテヤ次第

一人窟一切仕合す夢一尺のこすもアモ

ナラ御事

一 三人、此丘死れ外門のか(キモシ)也退乞行
一 畏をかく世間(アヒム)のせを覺えます
一 言六時後もヨリ至三人の毒(アヒム)わく
一 常(アヒム)とぞうすて但(アヒム)毒のときも右肩(アヒム)
毎(アヒム)めびれオコテマス

石室にて中身を取る事あるまじく
毒(アヒム)其決有種(アヒム)済井(アヒム)伊
美(アヒム)伊(アヒム)事(アヒム)トキ空(アヒム)トキ空(アヒム)自(アヒム)松
於(アヒム)源(アヒム)事(アヒム)太(アヒム)の曲(アヒム)事(アヒム)

一 少年場(アヒム)元(アヒム)年(アヒム)行

年一

一火事御用紙のや清ら沙苑中止
聖國有事とおめくら役人手をもつての取扱
方をもとせとぞとの外一切萬事無事

一小事も馬下も紙理無事とぞ、清
涼夏に名ノア一切、つて五と夫も無事り、
石ノ一方一及、夏事にてお付紙事

一自今以後火事の馬下紙理無事を除いた
於て、馬下紙は町車行所へお手すり、
駒子、駒子、駒子、駒子、駒子、
と馬下紙は、出でて、馬下紙、
と馬下紙は、出でて、馬下紙、

其科とゆゑて、あす、清潔堂、とあるて、
多度て、おも、有壁下車、出でて、

は、塵、事

右車、可重き、差旅有、遠行、革、にて、不處

科名、候、之、仍、ト、知、存

一、正、年、宵、車、行

一年、房川、第、され

定

一、年、房、川、第、再、來、年、石、保、不、中、車、モ、婆
ト、也、舟、人、以、て、み、日、と、送、レ、モ、文、(有
向)、復、算、モ、子、四、テ、又、レ、送、文、行、全、而、

左度傍ノハラニ

一自門上用不るゝとて玉金ノナシ自也多々

用多々方にておは在あり川口よりト事の方
ト舟とうちを舟河立石ゆきよ所通車

通車

一治筋のうますとまくらあ伊ナラウモれり
不_アれ_ア事

右ニ相守セ名_ア近_ア犯_ア生_ア行_ア種

と_アこ仍_ア下_ア和_ア肩

万治三年二月_ア車行

一靴色年鳥波原附亮丸

年_ア一

一ヶ度_ア滑水_アゲテ八木人_ア多_ア玉_アの_ア年

治定成清_ア清_アの_ア年_ア十文_ア伊人_ア是_ア定_ア支

キナム年_アも_ア本_ア年_ア近_アて_アえ_アく

一件_ア遙_ア中_ア次_ア人_ア是_ア年_ア甚_ア多_ア宿_ア今_ア因

窮_アくる_ア候_アも_ア今_アア_アと_アア_アも_ア年_ア共_ア共_ア

次_アる_ア五_ア之_ア次_ア金_ア六_ア十_ア人_アも_アア_アすけ_ア不_ア合_ア

入_アお_アそ_ア其_アの_ア年_ア後_ア差_ア出_アよ_ア是_アと_アモ_アナ

つ_ア事_ア

附_ア人_ア馬_ア多_ア候_ア次_アモ_ア也_アの_アと_アて_ア次_アも_アお_ア追_アせ_ア来_ア行_アも_アや_アん_アの_アと_ア今_アも_アか_ア町_ア

年_アお_ア曲_アす_アよ_ア不_アか_アヨ_アキ_ア

一季_アお_アき_ア夜_ア次_ア人_ア是_ア山_アキ_アア_アリ_ア今_アも_アひ_ア家_ア

人乞乞と西へお送りす

一長短手杵三十日目と限つて夫リかき有
わくねとう、通すナ人乞乞と乞骨日と有ゆ候
え三十日目乞人乞乞二人とモトウ御子の高
あ、書目ナモクル人乞乞女あ下はる何の高
物して准之幸

一無掛石鷲五貫文と、高カニシテ、於伊成
曰木、アキマツ、ミヤヒト、モヤヒト、於伊成
原事、一重三毛差違背之候於有ハシム
後日、アサヒト、ヨシヒト、丸山、ヒロヒト、
義倉、アタシ科、ヒロヒト、伊タリ和角

万治二年十月廿二日行

一油茶花丸

定

一御糸茶末よ放て、沙切茶の御仕事、茶花丸不
い成、ナキテ、万事ふ化法、ナシテ、并村花丸
稚志、アキマツ

一糸茶末、茶儀のう、のケイナヒ儀、ナヒテ、骨

声、附油茶花丸、用不乞、して人、ナヒニア

也、ナヒナヒ

一依まやの時、一書通、ト、三番まの、三番
背、ナヒナヒ、ナヒ

古可相、ナヒナヒ、通、ナヒ、茶花丸、エヌテ、三番

峯神社

落二年十月行 来行

一
佛事場

定

一
沙羅場等木にて般賣まひと外諸事整
り手て在り之候と又云拂つて見ゆ
一
諸事の由を沙羅場づひ又云行れり教生等
との有ることとよども見せ拂改め依共に在
居廟まで送函を上ね平定まち不満て便
あがくろき者よ於てをもとと位不とも有る
まもむ立よ伊豆よ不満て送函自覺のう

因のうすよ於てと其村中の老病せ全てのう
てゐる事事文

一
夜中教生いづすよめておもての夜と云ひ
てゐぬくあとの日れつゝと云共十か月がて
天神とゆくモ多ようもんひとくとて或重
限よきえの田知とて平事

二原四半才下

車行

武家厳制記卷二十六

目次

- 一 万札之弔
- 一 きりを入札
- 一 河底傷札
- 一 五年付詰便傍元札
- 一 涉理札
- 一 同印
- 一 吉利支入札
- 一 乞物入れ
- 一 一年渡傷札
- 一 二年新居署札

寛文五年 七月
日 七年 背書
日 八年 七月
日 土年 三月 日
延宝五年 七月 日
日 二年 月 日
日 七年 七月 日
寛文六年 七月
日 年 月 日

一月不満三札
一きりとす人れ
一五年はまく後附札
一同印

日草宣二月六
日吉年肯う
日六年八月六
日八年有。

武家厳制詔卷二十六

万れ_ミ郊

一もうちさんれ

定

一もうちさん家の事事は草限内割禁法を絶
可お守る者不審城を在らむらや出づ

は天連の行人

限音役
限或役

同宿毎室の行人

限卒役

又々午夜ふすり意度あらう入て草下自立
べく一五代不づり行つてくふたそひの不
多(組)までて行曲事くゆ望本り後之仍

件

寛永元年六月十六日 互行

一川越場

來

一 洪水の節を淺原小生より其附の園地が
一 川越領と見てえりとてにやうめんへくる
支

一 酒町の外化不^ト居る所は川越の各同領に至る
並川越へ外す事

一 川越の入時を河原にて番立との付書
五改革事

古事記於遠旨を改後シテ小生を穿鑿シテ言
處嚴科シテ之

寛文七年四月廿二日 互行

一 玄年付候場

壬午年余大是^{シテ}至る所は深井不^ト用と移更
残^シ候する事文系^{シテ}不^ト有^リ人^ノ草木ノ有^リ有^リ
う^シ小の^シハニキ文人^ノ是^シ候^シハ^シ小^シ有^リ文^シて^シ
ま^シく

一 宣文八年七月 互行

一 沢場

は協^{シテ}還^シ丹^{シテ}うちり^{シテ}續^{シテ}小無^シ通^シる

主へすす向ふうづくあくのあく承代傳下
可候とよ。

寛文十二年正月 五月

一圓引

余

一は沙汰をかたるに掲め財事と厚薄不思議
ちう於之無事仕事事
附焉も掲め事と私意にて沙汰除す
一大事も爲め入ら申す兩掲めへし事に
望すと限て是めんことをと雖居れ掲件を放
てひまきお義へし為め此掲示承て不之候
事事

附焉も掲め附柳也 修停止

一而よりちり甚みて於る云海ひ夢地の内
れをとむよろづ於く是送筋よりて於くは夜
あゆて於くよ於くてみ事
右來くと不遇あゝ老て相沿くみ送宵に旅
於者をと急段でしれ最神との

寛文十二年十月 五月

一ヨリ予人のれ

定

一ヨリ予人のれ 寛文十二年正月 五月
承て沙汰をと私意にて是送宵に旅

一戸出づやひよして

休天連の訪人

りゆうえんの訪人

浪三言及

因篇善家の訪人

浪中及

みよみテねふよもてくとく御也不うゆう
よおでそよのゆ人組まで曲事豆

右通幅浅てりえ爲於今遠犯、意度て

おおあ料々不終て仍ト御事件

延宝六年月

奉行

一毛のえされ

定

一公事とあへるなり後足取に遭強風附

助みと出でぬは候より、私情と入庵する
一ふ被換て付をもれとつき浦との共移と入庵
あ異ホお暮て立端不く翁わく内は翁も
二十か一派翁の八十が一川奥は翁の二千石
翁の、二十方でえ揚考みてモニ年

一沖と翁のむひ付れゑて澤よおきて共
不代及と代店を與合と寢敷めよもあ
翁のあ是ももて出決文す

附め此浦とおとヤ合あわ空函ともれ
あもれ、併すよおとモも清らかあすと
も船頭を向浦と合ま悉て行死最及
一澤よ永くめと掛多モリ共のふ回と不

改日お詫び申す。出でまつてちよとも
経法ハ何方の事。承知す。甫。代直。
急度下り至車

一 油城承まつす時。おきゆくあらわ旅し。毎昇
祇命若松於今被換。年を沖。あ取て。内曲更
多る。ほろそく。手。アラミ。みと。私曲。有。ふ
て。下出。公。公。活。口。れ。其。科。ヒ。シ。ウ。カ。ル
て。トリ。旦。又。レ。と。不。か。所。上。と。候。付。リ。
一 自。松。ま。私。并。私。の。添。外。そ。ハ。揚。金。金。一
年。正。ま。て。高。主。於。無。え。榜。金。主。下。之。
万。一。右。日。松。正。私。主。活。出。外。不。送。し。松。も
主。不。い。地。以。代。友。充。景。て。活。事。

一 将軍。お。下。宿。活。宿。負。活。出。て。お。待。上。す
右。東。く。や。先。就。は。て。お。ち。く。善。惡。ゆ。よ。う。あ。る。
ハ。ヤ。出。一。と。急。度。け。わ。し。と。わ。り。科。金。と。難。く
怪。ま。よ。う。ひ。て。内。曲。下。す。

延喜七年三月

奉行

一 お。役。場。九。

東。く。

一 箱。と。有。東。被。是。付。と。新。船。を。あ。下。る。島。
下。勤。車。

一 他。還。と。東。被。是。付。と。新。船。を。あ。下。る。島。
お。子。序。入。信。後。と。て。至。人。と。不。信。後。と。考
え。う。猿。に。や。新。付。と。新。船。を。あ。下。る。島。

一馬の付からず馬とあよ奈アヨナ車

右乗く旅令、遼省、遼東を走り、其ノ事

襲もく、てよか最難者也

寛文六年二月廿四日 行

一車内制居裏不れ

定

一社主と車齋不^レ、あひて笠置中とぬき通す

「まづり」

一赤地とよすの今、赤地のテとくして、但
女メイの、青、よの、黄、そせ、白、黒、
生家セイカつは、法大名姓送ハシマハシタハシマ、あ、薦スル、立、處スル
て有リ、お隣スル、乃ハ、す、但シ、書シ、是ハ、

一右列車

一後抱ハシマハシタハシマ、体トボク以テ寛文カントウで通スル車

右の相守セイムラ、よの、仍シテ、

寛文六年

一同不^レされ

私シテを承スルまれ因メテ玄スル也、但シ寛文カントウ七ナナ年三月

ナツノ

一畿里キリ五ゴ人政使シヨウシ策セツ

乗スル

一うち志シテ人の、馬マ陸リ内ナカニ江カニ製セツ、今ヒテの、よ、幸ラッキ
はシテ速ハヤと、持シテ、手ハシマハシタハシマ、度スル、も、よ、従シテ、
之ハシマハシタハシマ、候スル停止スル、

一頃内浦へ事へば成者と付金石審有之矣
あるあるをも入るてお改め自ら至國承應
风波の私詔令差はさ早改め申人數不陸
地ち堅番と付金列て役目と之事

一石審成者と申すのを朱又と申中の者と陸
上申ゆくてまほに近人の申下急五の慶
下りて之を幅浅於其れを其の功勳申て一匁で
あく車

寛文十六年七月

一色年分馬次條附れ

去年不仕業め身を接ふゝ地者八本大
豆主正成者宿と、う波固窮もむけろう

仁方つ活候候事とて何すの文書を有人
とよゆ因糸翁所をしてと申、仰ナは丈人食
伊豆もきんそ仰ナは丈人食の立活ちし乍丈人
のうす有り人よりゆ因糸翁有す素ハ仰ナ是
人是伊豆もきんそ仰ナは丈人食てきまし

一四九 寛文十六年七月

上年八月食うち立活り(江戸より川追活候
後一活ゆて申み亦を有す人とよゆ因糸
翁かくに亦三十里丈人是伊豆へ申てあ
文てきまし)

寛文八年七月 住行

武家儀制錄卷廿七

同後

雜車二札

切丸丹丸

少府汎人漏達丸

少車外漏高劑丸正服丸

病人善病馬於外以停丸正月日

附身任後日之書

捨馬漏停止丸

捨炮步漏達丸

一过丸

天和二年八月日

同月日

正月日

正月日

正月日

貞享三年正月

同年二月日

一貨地田相賣買札

一捨子師割替札

卯月
元和三年年十月

武家巖削錄卷二十七

万札郊

一雜事

余一

一毒藥并似世藥往賣莫^レ止^ス淫夢禁止^ス若^レ於高賣仕乞^ス之^テ行^ス毬料^スト^シ因^ス折^スたう^スも

近人^ト出^ス少^シハ急^シ變^ス也^シ廢^ス更^スアリ^ス事^ス

一似^セ金銀賣^ス莫^レ一切停止^スト^シ自^ス犯^ス事^ス至^ス

於^テて^スモ^レあ^リ高^シ處^トす^シ其^ミ一^ニ送^スく

每^シは^ス一^シ金銀似^セ金銀父^シ金銀^ス犯^ス事^スアリ

改^ス事^ス

一附似^セ高^シ處^トす^シ事^ス

一 宽永の新撰金手をあつて文句論をす
そぞ文院科私於より年貢收納ある事
貢収ある事

一 新撰の手引の事もあつて同一

不法を遣れども違れ業有づる罪科事

附之残候古淺井亦撰へる事

一 新撰の手引の書物高賀、波、
波、事

一 法を「高賀或一不法業主のうり或才合る

至りする處へる事

一 法職人や合化科の石賃ある事必ず「
也る折合とす」法徳堂とある曲事足

右余へおちけを遣れ、族於育て可証

玄不嚴科の仍知者解
天和二年八月日 奉行
一 きりと入れ

定

一 きりとん家つま累年附割共り自犯ふ
審候もの有る事も「一済り」とて
もてまんの折人

ゆまんの折人

立りととの折人

同引

同篇并家の折人

法百段

右え通つて下たどり同篇家の内うちとす
折人よりかく本より法百段つまかへる事

化不より向りまよ於て其事名を矣文
學も一なるかと巡巖科よ

右行

一大付跡人鳴院れ

是

一大と付去背ふる跡人よみを因れりと
以ふとも其咎とゆ。一急度ひやひてよしむ但
残憲も忘れどいともやうすや付事、
一大と付去見付捕え早くアミ見の
くのはるや。

一白アキモの在えむと穿鑿町右行前早
石連て先車

一大事ニ節地車委たわら車に向あ候の事
中ヨリくる長力抜成ふりすまき事

一車長務自今以後停止す。又車長務役
高賀江弓清い向原よりよし向江弓清
右へ通於お背ふる曲支事

正月

一大事舟高賀物處便れ

之度が事する所法高也もまたお仕はる同
く以後車販送する江弓清に若者お背ふる
曲支事

正月

一大事舟高賀物處便れ

一 想ひ人富ニ志牛富其事アリマサハシカヒキテ
シテハシマムムル内ト捨テナシ邪おまヘシ右
ノモレ族於有クモ急度シラ骨髓急シテ
ケ松原義在シテソレソレ人モト向致シ
ソヌモモ科トイシシ麿免トモリ空

正月

一 圖文 経文書

口工完

シ度書付却ニシテ御祝ツキセシモニシニ無
マヤシル四人ニ町奉行地方ニシテ代友乃申
前ハシル本件モ三経不方ハ地政ト所ニシテ

正月日

一 松田志れよ河すとシモジ序ニモモセサシ

一 捨馬少停止

完

捨る事無日後シテ往かニモヒリ捨馬仕
老有シニ急度シテ往來ニシテ往來ノアシ無
流畢シテ往來向後捨る事ニモヒリ處處耕
ム

正月日

一 捨地打鳴丸

完

一 捨地打鳴丸
正月日

一矢砲打々と捕ハ老向ハ

銀三百枝

一同新中より酒ハ少ハ老向ハ

銀五百枝

一矢砲打ハ老向ハ合ハ老向ハ而ハ富ハ名在不ハ

四百枝

右ハ通所雇ハ支ハ給ハ銀四百枝ハ其

科ハ四百枝ハ合ハ老向ハ而ハ富ハ名在不ハ

貞享二年正月

一过九

元

川筋塵芥シモヤ捨ハ中板ハ先年中波塵芥
捨ハ場ハも定ハハ其場ハ近ハ不ハ舍ハ老向ハ
シモヤ船ハ人ハとハ一ハ日ハ及ハ三ハ日ハ其
向後塵芥捨ハ中ハありあよテ捨ハセハ乃ハ爰ハ
事

支ハ月

一貨比美因島ヒミツノシマ賣ハ老向ハ

元

一貨比取老向ヒタチノシマ出ハ之ハ貨地ハキニ高畠ハ
老向ハ之ハ年京役ハ勤ハ老向ハ有ハ之ハ一ハ日ハ不ハ
之ハ之ハ停ハ止ハ事

一因細永代賣實人女以前に仕事通承の副禁
右え通案をあち差於お肩とて行是科考之

卯月

一捨子即制禁れ

是

捨子のりは又別副禁者有りて仕事有り
有之人を其主人沙科ハ即代及久代私領ハ其
村ノ名主又人能町方ハ至不名主又人但其小
字中も號有りおゆてをそ不うて素有て仕
事工捨子仕事との急度で乃曲事之

辛十月

武家儀制录卷二十八

同添

美丸之郭

一馬達丸

一一同珍

一沙曾清場丸

一一同珍

一新錢沙停止丸

一一諸次商人有之附丸

一一过丸

一一同珍

一安東山中炮改丸

九月 日

成育月日

寅七月日

土月日

未二月日

戌

一 郷中族地改れ

辰七月日

一 京重臺宮沙停止れ

未九月宵

一 江戸毛色教生沙停止れ 未

武家廢制源卷二十八

あれ水

一 馬渡れ

右傳馬百疋を並びて出席馬を前主事
方の御用を以て渡る。而しては下御と六邊
一馬をもす。其の上にあはれ人を率て御子の別室
候。よおびたがては古風宣風の御馬を
御す。ひき通さう。どうぞのりと象が事。
ひいて本を自らまき方より書く。とある。實業
より、實業する。きる。其の外の事。とある。主事
御戸少事。とある。後模本。とある。新後御。と
石傳毛を。とある。とある。とある。とある。

一ノ門旅館より出立す。すみ湯を
もとたぐるを覺ゆ。すよ詮でも、幸運
もあらむ。とてゆふとましめど之

四月

支行

一 沖縄在境

一 下まけり。宿を後。宿票。付多のす。音
一 丁子組。今之。宿。人。お別居。おおき
所。通す。かわ。と。行。て。は。多。あり
一 連れ。おき。入。り。泊。お。と。な。る。
一 と。お。せ。や。だ。ち。お。す。

一 行。活。う。活。ま。る。と。下。ま。行。う。活。ま。る。と。活。

不入。や。よ。き。から。ぬ。す。

一 少。風。端。ち。え。ん。見。る。と。見。て。は。ま。り。活。ま。る。と。見。る。
と。も。よ。と。共。と。す。と。お。ま。る。と。見。る。

一 行。す。と。ち。あ。ま。す。と。お。じ。と。と。二。円。が。る。す。

一 沖。那。事。く。活。ま。る。一。行。お。の。す。と。か。い。る。聲。と。

一 沖。那。事。中。は。お。高。く。の。事。入。も。で。ま。

右。で。お。ま。き。有。故。事。方。と。旅。と。お。か。れ。難。と。

宣。月。廿。九。

支行

一 園

一 洋服賣場の手紙で行方不明す。まも漏る。
一 あくまで現地にてうらやます。
一 地蔵場の前でちからをか教の様子す。
一 沖縄市馬見原町の西田洋文氏にて
おで事を仕事する方於有り有りあると御申
す。

土育。
足利屋

一月

一 之は沖縄市馬見原町の事にて被害
工事の次りの後も止ててゐるところとよび(がま)

アヤム事
一 万葉集を以てはまゆるアヤム事
一 唐の文書を以てはまゆるアヤム事
一 沖縄市馬見原町の事にて行(元)馬見原町
アヤム事にて是れとゆふと見えまくは止つます
おのゆきうみの町のアヤム事にて行(元)馬見原町
アヤム事にてはまゆるアヤム事
一 やくの事はアヤム事にてはまゆるアヤム事
一 沖縄市馬見原町の事にてはまゆるアヤム事
ちよもつともある事もあらぬ於有り
魚浦町の事にてはまゆるアヤム事

子育

一新宿津岸

詔主をあつて於て新宿津岸を津止
りし若便一橋を旅のアリテ渡る向
後はすこし高木と申す御居事である
久松名うかへたるにあらず又地は嚴
めだりのアリキモトモちゆつてあゆ事より

未二日

一諸事在時れ

江原津邊との新宿旅が終リ今
浦の御行省の御送りを重ねゆき
停止様よ詔可風アリシトモテモアリ
尚も今危安アリトマニテ第一是之難異

不居は身みがてを正亦、未免方過アリテ新
宿旅御事より上す。行者石付村共平井道
而水車往來多城山いふと極難。由ゆて是
ちも於て新宿也。度りまく。立候方

代八月六

一五九

新宿也あら、海理通アリテ新宿
乃ちとぞすすみレバ水の屋ゆる
多くの宿事アリ。未だて多の旅が新宿

五月六

一四〇

せまむはひがむすと拂除ひてお堂でくまむ。

刈て一匁湯草を以てす

右の通相手族ありて、もと此の事、常ア金を
紫方主者より引取行石にて取りお旅を
ひそめ行ひ難ぢ

己十月

直行

一幕車山中湯泥湯丸

幕車山中車筋以前より湯泥湯丸、而りと其
後館ノ小湯泥瓦屋丁子する湯主也と在り
と存止る其所ノ也の代也と云ひ、湯泥於
而處アモリ、桶作主訪湯泥丸日也あ

地に伏す。わは即村、美湯泥主と名乗る者
ト多ニよ湯泥とうすなむる毎日一里半
ノテ、主は湯泥主、湯泥とて、亦云御ようす山
此は経緯するもの、アモリと曰ひ、うよ
トモモチツクと云ひ、シテ、シテ、モモチツクと云ひ、
地不うち、シテ、シテ、モモチツクと云ひ、
主は、シテ、シテ、モモチツクと云ひ、

九月。

一即車山湯泥院

幕車山八尺五寸、よねて百枚湯泥主と云ひ、
ち共山主と云ひ、湯泥主は、主は、湯泥主と
云ひ、湯泥主は、主は、主は、湯泥主と云ひ、

汝成君移風り地政方守は仕所に之處を出で
後絶も無からず其事多々之處を有す
而く五多寡注地を有せども多寡の後故
後故地をうら色ひ多能充アリハ其處を有す
御事參照便あひ節アリハ其處を有す
北方より是處を有すと云ふ者有す

度月

一吉慶義卿厚此

乞

一吉慶義卿の乞りを古事記の事

一吉慶義卿の乞

一門へとて室の仕
一洞風をうなぎ洞の仕

一社主の仕

右主の自らの屋の事多々仕事の次第
而もあらま仕事の拂めぬ仕事の可否に
對するの事多々仕事の可否に對するの事
りて是處を有すと云ふ者有す

つて行難科也

未九月の

一寛仁通教主沙洋先

江戸うちき海主を於て急と申すが爲めに
當て下候今口ひりうと申すと申す

多摩川源流考
上卷

武家裁制記卷二十九

因記

雜之部

- 一盜賊入江穿鑿之元 明治二年二月日
一火事付雜車江行 日三年正月癸未
一過番不付系同 万治二年二月日
一船主年江船系く 日三年八月癸未
一江移汽船付河中石連延者江行日三月癸未
一同江 因日

武家嚴制譜 卷二十九

雜一郊

一盜賊人而穿鑿之竟

一并東中在而而而料私於其土之名
子每年旱中日日耕之耕飛商賣之以深辛
又生至生切之故東將棄之不復用之故有之
石以合瓦以瓦之不審故之於有之至生
下水之焉臣金波東多之多之耶不以之
子子於之多之大老就私丈身之而不及而
名之而人私之而穿鑿之之種於市子志之
瓦科子行之一過之一被沙地而上五載之
子子共行而美其事之子田名久保

古事記

附送人之酒（シテ）と同封候後承候とす
付をきく事あらゆ由表中（シテ）在向度の
地以代車行不吉云々ト書月と辰と日
至る事有り候と不滿にて是に日本車
一行當初渡人一切相合へ候す但就其源には
成達人を称せしも其在多名士文相
交しとて云ふも事

附西黨人欠席あるゆては其不^レ爲其平
生子地以代友^レ至而見の^レよの
後又^レと云候候ハ名主より他事まで曲事
一不付用事在多御事ト云誠有^レ者列用申

して地不^レ切、本事易^レむ^トす若活金
若者^レ不^レ考^レ人相会^レ候地以代友^レ至
出^レし^レ沖以^レ思事致^レ申^レとて乃^レ卑事又
一在^レ不^レよつ^レ候^レ然^レ乎^レ善處^レと達^レ金^レ候^レと
汝^レと^レ御中^レ勿^レ海深^レアリ^レ登^レ人食^レか^レ声と
立^レ字^レわ^レか^レ早^レ坐^レ坐^レと^レ年^レ名^レ言^レ姓
中^レ金^レ事^レ乞^レ高^レ袖^レす^レす^レ自^レ能^レ身^レす^レ
少^レの^レ一^レ方^レか^レ高^レ族^レと^レ海^レよ^レ嘗^レ數^レの^レ
豆^レ行^レ曲^レ事^レ達^レ人^レと^レ事^レお^レて^レ此^レ次^レ角
小^レ百^レ難^レ交^レ玉^レ或^レ不^レ可^レ身^レ也

附山内無行人手信^レ候^レ御多乞食
冲^レ人^レ小^レ室^レの宿^レと^レ又^レ去^レ身^レ不^レ在^レ也

アシタハ波流先叔在東旅丸又ト由諸在古
に波古ミテ右主シハ波志旦文一切セキ事

一在ト初ニサシテ次第テ次第年々トヨリ代
代父ニト穿鑿若月方シテアシタハ波志旦
車シテ右行不トモ用マ酒ミ月也代父代
父ニト穿鑿ニシテ於右主ニテ越後中

一寺ニ英ヒキナシニ不審威老在ト於テヒ
名ニ英ナホニキナシニト也ヒ伏古ニ復
捕波波波時ニ度危不古ヤ而ニ度度平連
人ト萬ノハムニムニ一月尼加ニキ時ハ未
きヒ前乞ト不古シテクニ一月足近テの
ノ波古前古後ノキナシモ曲リシキ事

一山牛而世ニ希シ波絕而失之而不苦別不存
而シテ波絕不ねナシス自此小舟安幸
教生ト以シテ至度ニシテ山中度ニシテ於
在ト下カシムトモ因ルトトシテモ其ト
リテカシムトモ波金化不トシテシテシテ
ハ掌撃シトモ行是科事

一在ト不字行テ了望人在田至波トシテシテ
害成シテ馬と云々也トシテシテシテシテ
事尋ニシテシテ有、仲見乃ハシテシテシテシテ
往不ト各々久人但古性ナリアシテシテシテ
波古波古入ラシテモ要界ナシシテシテシテ

一盜人ニ腕セ思リトキ面在シニ軍主重之

夫名乞はせばとせりたとひあはる者未
ひとよもよてはるあくま浦を望人於此處
多喜多之に従て乃曲車又

右車内種和以ち其の昔在すと林野
名号百種之車每年正月十日と月日飯
市子之車子多度日月日飯三日と之を油
以於市日と子地の金をとれ及也と

明治二年正月

東行

一少事舟雜事沙附

之

一立交院先へ唐尼安葉町中刻事モ而て有

リリ子あらわく小庭掛りお見成花竹くつ枝事
一國色車至聖車松名車くつ枝事
一度色花ア車之用勿論假大車定用意ア車事
附二度つてめ浮上車物事モ先年用事
一衣料一毛玉車け定一在すと車の限法不取
物物とてお車いと不ふ所於事外の若草車
消え度ガ車月の経過是極ムシト全般今
只梨子花ア前花とれてあ車事
一浪人娘夫婦在車事とてあ車事
一古物余年とてあ車事
一小物と車の年妻子お車事とてあ車事
アキ年車

一以內山勢子在て而も常じて成吉思汗商賈
下日本に化泥。底古西和山林ハ活魚可食。
毛豆事

一至嘉定車右衛門年少即帝業と出よ松
井處之父幸子日月先之之次也。汝並惑其名鑑
接於方今之世と不見也。此之堪忍ヒヤハウミ
便アテテ金之刀漏船也。乞留之而歸事

弘

明廣六年四月九日

一辻希不押案目

定

一辻希不至或人宿四夜之物乞之而歸

不行歩。老矣之輩の止む無く。自爲
宿已元亨日月不在。於ては一切之遠す。又
一夜中未一時少一交。以財中と只一石豆多
若有ハ改ム。辻希不之送。此車
附所方子火車於中未足財中。亦早之。而見
之

一狼藉志有之。先之不声。未之迹。未之於
子生之今之捕車

附書不於之。之之。之之。之之。

一辻希不の切人。車主之。之。之。之。

右事アテテ。之。之。之。之。之。之。之。之。

月童。而。之。之。之。之。之。之。之。之。

出ノ月ノ名月當ノ方一町中出合處改
アキル御事也。アラタニ行司ノ月當也。

万治二年五月

一船主年印船事

是

一五九年ノ五年近酒造ノ年ノよろづ
アラタニ行司年以後每アラタニ行司有
船主年印船事也。五年後アラタニ行司
と云てアラタニ行司年以後アラタニ行司
アラタニ行司年以後アラタニ行司年以後
アラタニ行司年以後アラタニ行司年以後

アラタニ行司年以後アラタニ行司年以後
アラタニ行司年以後アラタニ行司年以後
アラタニ行司年以後アラタニ行司年以後
アラタニ行司年以後アラタニ行司年以後
アラタニ行司年以後アラタニ行司年以後

最利事

一船主年印船事也。アラタニ行司年以後
アラタニ行司年以後アラタニ行司年以後
アラタニ行司年以後アラタニ行司年以後
アラタニ行司年以後アラタニ行司年以後
アラタニ行司年以後アラタニ行司年以後

一廉税アラタニ行司年以後アラタニ行司年以後

アラタニ行司年以後アラタニ行司年以後

卷之三

右第之三度下月考之

万治二年八月廿二

一冲移泡之情形中之運度考之沙船

不外門內互連人數多寡

一圓轉大船每條泡約一萬石也時有運度

之完之

一圓轉大船每條泡約一萬石也時有運度

之完之

一圓轉大船每條泡約一萬石也時有運度

之完之

一活畜及活物不有以

一活畜及活物不有以

一活畜及活物不有以

一活畜及活物不有以

完之

一活畜及活物不有以

一活畜及活物不有以

一活畜及活物不有以

一活畜及活物不有以

一活畜及活物不有以

一活畜及活物不有以

立九月日

一四

北下馬下車移近石連人取

久人或少人或少人

待

持

某候

沙

某

西子付、三子主人無病主人

右通之、左通之候今西ね太名もと之東

ノ不通用ナシナナナナナナ

主九月。

事

一立度萬々々々々々萬足工井不移改松屋至多念
乃西岸にて史高多リ

一於西丸城中傳令者在御候候今御朱面
中清子お討か否の事候令到りて之松家
ノ消多有り

一主敵改山城を起と西丸城中傳令もわざ
見とす

一於傳令の事候候在御中御朱面

一不善浪中と云ハ駿中あく事本意もてみ小室
通す

左事にてお守廿有七日

寛永十九年四月廿二

松平主敵改山城

松平山城を起とす

大書院中

武家叢刻序卷之二

因酒

雜文

一居處津石匠腰板書
一寺院造作沙船

一軒草率僕幼子

一居處浦内造作沙船

一町人居處事
一所人刀沙浮止日細子

一石船危沙舟

寛文八年二月

一隈町木挽町新吉京沙浮處事
一石工町人沙浮處事

一燒參賣江地石子沙船 午十月六

一燒寺古廟山後沙船

寺江頭即系河不有沙船 宣文年有

一酒送至多水船

戊九月日

武家嚴制酒 卷二十

雜之部

卷

一石底浦舊作底沙酒

一長底城下石坡之底沙為太底向後之坡
石坡下底沙之但有生方之底底生之
一塗生之底坡之坡之石坡下底
一長底城腰坡之底坡之底坡之向後坡之大
底之木底之坡之底之坡之
一干石之底之底之底之底之底之底之
三之底之底之底之底之底之底之底之
伊吉之底之底之底之底之底之底之底之

一幸れ造作に叶候事

元

一梁行京方と限リ但行行乞に才手
一佛壇の在京方と限リ
一四方をう庇京方と限リ
一小株也

一留本代り上の結構

右中大吉敷方の原裏を下りてより定下
梁行乞に限リ度々相之を用
於在くよき仕事行不取用之自是勿

二月

一能古事記傳物ノ御事

元

一ト度出来因沙傳傳物と考へ持て後
石室勤経日注孔紙云承け然不以
左乃代言量手取手渡め故に致歎手取手自
而延近ト内中更子多々ア御身
一國持石名元と持てて子も經行内
石底少彦臣也物不入其手
一瑞年守陽奉事也後承之而子承其事
一法圓之酒送ノ民事年も云事本方送品
と定ム上云承事也持て丸了公事

百足引手延近内事多々申まつ候但とて
之名酒ハ松葉手稿をもつてとて事
一嫁娶事而と小袖代押行九ノアノ事
一泣在不為伊織姫同書札并草書之門法也
底多有元御之手稿之傳
一於江戸用不有之云云紙之使と名前書
之書も皆行差遣沙拉事と號文也

一西尾内送假之傳

三

一様假事

一松戸事

一附本内事并行方手稿形狀

一扇物假事
一絹拂威本手拭板事
一本派手拂事
一附本内事

一撤門事

左方事為首事名泥法書之傳

二月日

一町人尼作事假同嫁娶事并行方手稿事

三

一町人尼作事假同嫁娶事并行方手稿事
但和多用本事之傳之傳之傳之傳之傳
滑脚停止事

一同在山船主役と飯石浦の内詰本中ア多事

一嫁娶ノ別不車城村竹くて既又
門刀招持事ニ有事

一町人衣れ上下は多用也ト海物で多々多用
眼鏡褐羽、多々多用

一町人振舞加仕うくすト酒食有酒二
汁ふ菜を云々但亦皆又ト嫁娶ノ何と
内詰本中ア多事

一主役と度我ムリモトモト枝川の返是月
之申主役一坪而一円無用

一主役ノ原と云ハ接物くて居ト

一葬礼祭事後有禮幸事因ミ三五日もかか

怪く往事

右通江中役町主行不正觸るて多用
意り坐

月日

一町人刀削停止身細工手作觸る先

一町人刀削高め役物の刀削之江中細
所要て高無用但更許事小割れ支

一町人刀削安衣れ話すある海約旅館

て往支

一役行方奇繪及早泊也想利多忙要合絶大
き想切金及早向後一切を往す。

右通町中立敷シ手作触る自今以後遣

旅於在三事ノ如教科文

日目

一百姓法色清華有

見

一此以爲之書 俗稱在前の本來の義不仕
農業すと小作してと送り立て常と云ふ事
油井なくともまつて下す

一庄屋熱百姓を自入以後多處に身廻仕
へす但及町邑（富仕事にてある事あり）
一百姓を表教布もより法度庄屋と事あり
絹綿布及綿紙百姓の布本件（外の事）
多事あるも絹綿と云ふ事也 热百姓

男女共上衣れ紫紅染八十尺法色了也
士染可及

一百姓合而常、雜教と用一八木と根二六
食之半

一金主热百姓田ガサニ三萬一切て乃停半
一効と体古義行也つと見ゆれ在亦
一力か一萬半半

一神事奉祀或之葬礼年元、佛事或婚禮以
事役或之葬礼年元、佛事或婚禮以
右事無可乎之令仕應考以役之事
道有之旅於在之五庄尾立（但一其事耳
行人代发、無事呼半事之為限毛根也）

元和五年正月過一言處典事

寛文八年二月

一 塙町本役町勤吉原湯役事

貲

一 塙町本役町勤吉原湯役事
合袖本佈一隻但東北衣裏之平値元
合袖鉢合席子下單裏外裡取中邊之
軒停止す

附舞臺之湯役事
舞臺之湯役事

一人秋祭事之湯役事
舞臺之湯役事

一 下但大役人形斗馬帽子一疋
一 塙町本役町勤吉原湯役事
合袖爲百姓所人指掌之當坐役事本
附棧支上幕簷子之湯役事

一 新吉原扈嫁嫁娶振席事可半江或
不令及其限成役事一隻事

一 新吉原扈嫁嫁娶振席事可半江或
不令及其限成役事一隻事

但大役事

右年にてあまよの

寛文八年二月七日

一 大町人清風事務 沿河は沙枝也と人を鬻

一大石丸も鷹笛元もお仕事三乃井持り入家
而後成共して度り ほはる自分で後住江
弓湯名町中株栗左兵衛飯田町人共
は名中後自分以後もお青十石又

一 隅根林人町人刀持役後街入る但法傳

但五連以下人無用

右通候公儀相手に町人由

沙枝也在て町共事す中源方を枝也名前
村事でよし

月日

一 燃名寺社地石上清風

免

一 新地建主寺山停止三丈年を仰せし處
ハ源信寺新地西山火車之音燒失之方
石上も名古社年行六十後年松共以代之
信寺新地之先て既無事

一 南事新地新地子ゆきノ物年松
ハ又之處て既無事但信寺方ト既退く義之
てある今方車

江上

中月三十

一橋上中宿り候候時而來

是人

一橋上中宿事に到りて氣を休めば奉主
火と消る而否無れども天傷動氣後方より
る船とよせきて舟車

一表つ書つは在く共火消役外の自火應
候後者有るる門又主事士河井下里へ
たま候あるが大内を守り候方二三處而
論少舜不以之門と用ひ候西へ入候ヤ
後事

一束人を火消役として差して古事記を書て正

江上

宵

一寺社方印承候事候行乃

覺

一而當家御代^レ印承候不候^レ社^レ事^レ勿^レ伊
亦有代^レ印^レ儀^レ行^レ不^レ候^レ社^レ事^レ勿^レ伊
下候自^レ印^レ承^レ可^レ下^レ事

一寺社領事^レ印^レ承^レ印^レ應^レ於^レ京
之布寺^レ印^レ承^レ印^レ應^レ於^レ京
石道^レ出^レ而^レ向^レ有^レ寺社事

今年六月半江口先生代下車而抄集使以
可翁所作成句亦不重寫一也。因之不復、
幸存者僅一紙後之

寶文率二首并

一添造并乞化謝得之

量

一詒士在不著有底年未遙以是本多故
年去年人毛可風毛遙有多久遙之車行之
望遠的處於此道一乃曲車之車行全車一
多在沙塵中不得車

一毛毛之車曰細毛毛之車以當毛之車
毛毛之車

一門科稅之車在辛未秋、某僕至御軍印
不之見之車也。毛毛之車以毛毛之車
不以毛毛之車毛毛之車

戊戌日

武家嚴劄記卷之十三

同後

一雜之部

一殿中
沙參同

嘉慶十年八月廿

一衍江人不經教誡、身授東、竟承十年七月奉

戊十二月

一駁乙年
沙參案

郎中
沙參同

竟承志年十月廿

一努瓦沙仕知案

之和三年十月廿

一不至之命
上使沙不知案、竟承十年八月奉

沙參案中
沙參同

同十六年九月奉

一沙參仰傳
沙參同

竟承十二年八月

月

竟承十二年八月

一 沖城牛 沖城入拉系々 同上年八月十三
一一 順中 沖城肩
一 佐久人出弓他法 沖城肩 神和八年十月廿六
一 長崎牛年四月十三

武家巖割源卷之三

雜之部

一 順中 沖城肩

集

一 於順中 形便草車かく行者之名見合筆
其人トおひてはまと車

一 於順中 一不ト多合む難徳者ミタヤヒテは
云と車

一 順中ト不トあひてニシテ是又ミムヨリアリテ
一 沖城仕事 沖城次ノ也事人四ツケの山見合
乃付之ニ一役を車

附當事もとの長物及てお詫す

一 國泰象戲（シテアヒナシ）すすめし下於
在えふて段え事

一 沢内書お洞熱して わ書き事（シテアヒナシ）すする用
候よりすて取とすて次若並く旅を
忘却ゆげて自そ令用持るたまもてわ此
車度文

一 徒歩のりあまうからむと仕事坐すめり
一 極殊以下坐て下せ事

附少佐不亦小何んす（シテアヒナシ）事
右く弟く坐す後乃於七郎引急處て段主
自然今更候は實爲すよふよと往く事てあ
曲事も之

文長十年、月十、

一 仰人（ヨウジン）付裁許第投案（トウセン）

定

一 沢内書不給人方町人百姓用事より其の事え
至行人役者并澤人（カモレヒト）と注（シテ）差異相應
方省（カモシカ）不於是ア事付く事行（カモシカ）役者も之を
して御族（カモシカ）役者也役者也亦絶す（シテアヒナシ）事
附田細也木屋金近（カモシカ）事の裏裏ても
活毛事（カモシカ）或死差或色科（カモシカ）下色科之座（シテアヒナシ）
一 寺社領も百姓同要す（シテアヒナシ）事不代食（カモレヒト）事
と注（シテ）差異相應役者在えふ於はア事付
伏事にあらそ御者事（カモシカ）載絶す（シテアヒナシ）事

一 治成後文也。既經有主。捺公事。付施。車
或。宰。会。或。科。宰。会。口。役。正。代。主。教。不。
科。レ。怪。主。

右の相。ち。お。う。よ。ノ。仍。概。生。解。

寛永十年六七月。

一 治。正。年。沙。那。車。

免

一 石。年。也。年。在。不。耕。地。拉。不。在。主。
松。木。山。也。考。分。主。之。臺。レ。シ。湯。送。レ。氣。是。
主。於。大。板。主。良。統。主。不。名。酒。不。主。主。也。
年。千。九。年。也。傳。レ。主。主。而。新。起。
湯。屋。一。切。主。停。主。也。主。道。首。主。主。主。主。

レ。岱。爰。て。乃。鉢。及。自。施。主。主。多。化。主。行。之。終。
雖。乃。少。人。沙。人。主。レ。レ。沙。農。主。不。主。也。主。也。
行。レ。レ。レ。レ。レ。レ。レ。行。
羅。科。車。

一 种。化。拉。主。不。石。役。一。固。亮。主。主。主。主。主。主。

入。急。レ。仕。主。主。主。主。主。主。主。主。主。

一 先。年。不。也。出。對。主。民。之。成。地。主。主。主。也。也。

拉。七。不。不。換。主。主。主。主。主。主。主。主。

一 在。主。不。主。主。沙。農。主。主。主。主。主。主。主。主。

主。セ。下。主。主。

一 庚。祭。追。主。主。一。向。滿。主。主。主。主。主。主。主。

戊。土。同。主。

一郎中 漢書

定

一從其ノ前リ仕付トテ右曲車を入リ改ム
一在リ而モ應景ニシテ松より切リ合板トモ改
若ニ而モ在リ左ニ穿鑿シテ又ノ組シテナリ依
豆シ一ノ未トモ曲車也
一不審版とのよ高とテスサス自然シ知リテ
カツリテ事レニモアリモ而モ左底之組
役令裡れ縫太ヒテシテモ右底トモ而モ
一済科和原タヒシテモ或新田或郎牛鉢等トモ
在リ附ヒテ出ヒト被ヒおほくはぬシテモ
於キ跡ノマキ車

一郎中リまよ出モ又高音ヨ行ル先ニ高
音節ト左底之組シテセシモ松より改ム
一在リ而モ空城ト者是應景ノ者トモ蓋モテ
出役令裡れ縫太ヒテ済科トモテ清麗貞テ若ニ
差シテ金化不ト以人左ニ穿鑿シテ立ヌ
組シテ勿論右底トモテ行曲車或又れ或古
組シテ縫太底トモテ行曲車或又れ或古
右底トモテ右ニ穿鑿シテトモヒテ清麗貞
一在リ不ト當ニ高音節トモテ高音ノ
於之シテ左底トモテ左ニ穿鑿シテトモヒテ
地シテ伐木トモ後シ捕ミ御成シテ付ム

度不りて其の處に農夫てよりて空てて庄屋を主
人と集め入候て擲捕く自ら捕まし御成る、
お幕へ居るて不へぬく擲捕はねてほし善事
のう見のうが今も良い御令様があるま
して内曲車更

一在て不て恐業有付えりと而て此を
生との村より突出て擲捕くは農夫ておもえ
着於ふ出合はて中よりの穿鑿とて曲車す
一惡業捕利地候代友主不て有人を久遠
古連を行くとてそとて詔書入用役
ら候て内曲車

右車く在て不て空城と族在るゆで惡業

少すり事給人て而て内曲車油井
思石ひ聲不改く惡業掌要す不て若く是
次第承取候るて在て不て給(代友主
てあ)無事冊井内曲車を内曲車急下せ

寛永丁巳年十月廿六日

一櫻井伊勢左衛門

元

一越後國辰年御軍主某主地候お他某年内裏
一弓の主臣うれぶ内閣奉入多ひ

一化國主某年内閣奉行

一壬辰改坐毛原主内服又て内閣奉

一御年より度事あらまにてお酒を口食ふと酒を口食ふ
ま方無事よてお酒を口食ふて有酒の事。

一筋行水をかねまどもあすみすみすり後先度を
ま方あよつて度事。すりぬれ事。すりぬれ事。
すりぬれ事。すりぬれ事。すりぬれ事。

一男女年季をめせ下酒度をすりぬれ事。

一六十枚墨色酒度事をひりまくもの下
行事。

一ぬづく事ひの豆をもつての下酒度事。
も飲る國最深事。也取沙敷事。

一小比敵山恩傍美勘面事するやを遠獄度事
マサ事。

一上山四村六生め水々寧倉事マサ事。

一河原田水々水槽籠く被窓山乃度事と仕事
中事。

一小本城主脚運上税と立銀子洞金一足
脚書とマサ事。

一小本城に在えかね度材木朽つぬやす度事
仕事マサ事。

右依上意め此ノ仍ヤ如ナ件
元和二年十月廿八日 竹村九郎左衛門

井工部左衛門

總目市丸

一所書之前 上使中 や下知事

年一

一 今度不若付る所を三日間人出でてお送り
一 総務は年後免れず 俗有年中之數志送毎々
一 繕物の為也文次才事
一 年貢入未とて承持す
一 未と方主れつる男女より不毛代送送而
えと中止せしも但其年也ハア為送代す
附善代より一毛男女より於無毛善代
向海

右案に依作拵玉件

寛永十年八月廿四日

對うる

中度

伊豆

上使中

一所書之前 や下知事

年一

一 宣傳口説坐割妻年未肯遣抱族志而説服
双方で处刑罪勿論之為據ハテ告言於吏より
一 お向車中分有之不善唐以後及沙汰彼令詔令

追記中御車である曲車 支

一 自先嘗て口説大事 在と附段今仰望す、
ニモを集ま

一 挥賣揮掌法事ふと狼藉す

一人返しを停止す於有中誠志善清松原屋法
之但定科志走普請車行の戒律ふと私々
役か入車

右アガ守付名モ外法事文普請車行の參

寛永十六年九月十六

一 御朱印侍馬一御控

元

京駿乃後江戸以人馬 御朱印乞お通事ハ
不及御法大坂御之番兵あ町奉行淀文済志
アセ通子細於載文云志夜申アセシモアモ
チ護人不至行人此狀也文在之志ふ後夜申
アセ此之御文乞毛越於大方門志寄鑿シシ
アセ此之御外御申一切ふと通之

月日

英治

半後

三毫サセ而後

古風也ノシテ及

一
レ
善
信
中
所
系
同

条一

一 喜々口海空制禁訖若有邊犯之族空心海匪罪
双方で處刑罪勿論之高價其咎下主於本
人事

附於行車十方有之善信以後及沙法役
令改有邊理中之素志為軍事支

一 自然喜々口海大車在時一切主可

北集事

一 善信之組改對組中万民負海頗不以爲
化之組之海而之萬或組改未極之威高價
組中企一味惡事之主在之主

一 不^マ海太陽す

一 握^ト不^マ伐採山林牛車每^カ立荒地改訖す

一 挥^ト揮^ト室訖事^ニ狼藉す

一 人返^ト義停止^ト於有^ト也^ト善信打除^ト海法
但^ト科^ト人^ト至^ト善信^ト行^ト從^ト萬事^ト
不^ト設私^ト之^ト入^ト支

右^マおも^ト其^トと

寛永十二年六月八日

一 門城中門^ト人^ト拉^ト東^ト

是

一 門裏^ト出^ト今^ト門^ト事^ト而^ト一切^ト不^ト更^ト支

一 やくそれを一円ふで廻し度

一 即ちを少く九十九百用す事アリ向まう健あら時
之れよりハ改人を添へ量不當アリと送り度
下の事

一 西ノ丸即年高元より急用有て健事、列在れ
人と有レ基不即あ事と送り度是又つナシテ
一 商ノ列以後之一切出入河ノ次即本丸
即用レ御使斗通有て向給見御了スル事云
史もお改レ基不當アリと送り度下の事

対
寛永乙年八月六日

一 敷申レ事目

足

一 甫書不系一事改易アリ

一 甫明即列以前アリ共其年の和行石ノト

一 床書上室西列以後出仕より色科銀支役

一 代書一清取渡之事相加かつアリ一圓書

事是又同前事

附系勤列限生糸常色科銀支役

一 甫書上室事事にて代書清取事無事

色科銀支役

一 甫書上室事事有て代書の様同ふ
ナシアリ改易アリ

一 甫書の事色科銀支役

一夜宿以後有時即燒火立起する科銀二段

一死く事無事

たとある死鬼が人を流鬼か人されず生せ

る事無事科銀才役但あえのまみゆ依

一句事よりうす御法度とお背後ふ行手有り

或死鬼或流鬼又とて科科の徳主よも

一書既經既を急みや身若きうの事有て

於て身中よりと科並一組事よりて

科も

一法事ノ内節にて附すとて向付くす

て云々必毎月輪り御法度一月恩に事可

披瀬但年も其事もす

後變

一

一於城中又志意并小老行事よりす御法度
と背又不行事の如人取役の事

其不と畜元我文とて科銀取

右系く坐ておちせら

元和八年十一月十日

一至人懲法事

定

一侍車ひ及沙法中弓小老よりて一事老を

一切事

附事ひと事一事とおちせらとて沙法事

一部系の老をな方事は傳也す一組事

一組事

功業をこなすに至りて翌年と暮と役職を勤
めし服とて乞事

一 諸事清沙除沙工源の臣無又とて使ふゆ治有
之時病と乞う承る也更名を経て工へたるを
経てスアリトスル事

附宴東中落定ムノノ方六尺一円抱主ナシ
君有お遠志を科金子玉板で出上事
右車ノ雲下お守ニシテ

文政十一年四月二日

文政三年庚辰十二月廿二日寫竟 玉田成胤 岩波延能 濱見忠和
常見直節 藤田延喜

